

雇 児 発 0704 第 9 号
平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

「民有地マッチング事業の実施について」の一部改正について

「民有地マッチング事業の実施について」（平成 27 年 4 月 13 日付け雇児発 0413 第 26 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）の一部を別添のとおり改正し、平成 28 年 4 月 1 日より施行することとしたので、通知する。

「民有地マッチング事業の実施について」 新旧対照表（下線部：変更箇所）

新	旧
<p style="text-align: right;">雇児発 0413 第 26 号 平成 27 年 4 月 13 日 (一部改正) 雇児発 0704 第 9 号 平成 28 年 7 月 4 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">民有地マッチング事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>	<p style="text-align: right;">雇児発 0413 第 26 号 平成 27 年 4 月 13 日</p> <p>都道府県知事 各 指定都市市長 殿 中核市市長</p> <p style="text-align: right;">厚生労働省雇用均等・児童家庭局長 (公 印 省 略)</p> <p style="text-align: center;">民有地マッチング事業の実施について</p> <p>標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。</p> <p>ついては、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。</p> <p>なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。</p>

別紙

民有地マッチング事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

(2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」(平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知)に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4から6 (略)

別紙

民有地マッチング事業実施要綱

1 (略)

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

4から6 (略)

(改正後全文)

雇児発 0413 第 26 号
平成 27 年 4 月 13 日
(一部改正) 雇児発 0704 第 9 号
平成 28 年 7 月 4 日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
中核市市長

厚生労働省雇用均等・児童家庭局長
(公 印 省 略)

民有地マッチング事業の実施について

標記については、今般、別紙のとおり「民有地マッチング事業実施要綱」を定め、平成 27 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

については、管内市町村(特別区を含む。)に対して周知をお願いするとともに、本事業の適正かつ円滑な実施に期されたい。

なお、本通知の施行に伴い、平成 26 年 5 月 29 日雇児発 0529 第 27 号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知「民有地マッチング事業の実施について」は、平成 27 年 3 月 31 日限りで廃止する。

別紙

民有地マッチング事業実施要綱

1 事業の目的

保育所・認定こども園の整備等を促進するため、土地等所有者と保育所・認定こども園を運営する法人等（以下「保育所整備法人等」という。）のマッチングを行うための経費の補助を行い、都市部を中心とした用地不足への対応を図ることを目的とする。

2 実施主体

実施主体は、都道府県及び市町村(特別区を含む。以下同じ。(以下「都道府県等」という。))とする。

なお、都道府県等が認めた者へ委託等を行うことができる。

3 事業の内容

(1) 土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うため、土地等所有者から整備候補地を募集し、当該候補地での保育所等整備を希望する法人の公募・選考等を行う事業。

(2) 保育所等の設置や増設に向けた地域住民との調整や、地域活動への参加など、保育所等の設置、運営の円滑化を推進するためのコーディネーターを市町村又は保育所等に配置する事業。

ただし、当分の間、「『待機児童解消に向けて緊急に対応する施策について』の対応方針について」（平成28年4月7日付け雇用均等・児童家庭局長通知）に基づき、待機児童解消に向けて緊急に対応する取組を実施する市町村に限る。

4 実施要件

(1) 保育所等の整備のために提供が可能な土地等について公募等により募集

し、保育所等の実施に適切な場所（地域の保育ニーズの状況、立地、土地の広さ、各種関係法令との整合性に問題がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(2) (1) で選定された保育所等整備候補物件において、保育所等の整備を希望する法人を公募等により募集し、事業実施に当たって適切な法人（過去の決算書、監査の結果に重大な指摘がない等）であることの確認を行った上で、選定を行うこと。

(3) 土地等所有者及び保育所整備法人等の公募に当たっては、公募条件やマッチング後の整備要件や手続き等について、予め周知しておくこと。

(4) 選定した土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行い、交渉可能な物件及び連絡先等について紹介をすること。

(5) 本事業の趣旨は、保育の需要の多い地域及び利便性の高い地域での整備を推進する目的で、土地等所有者と保育所整備法人等のマッチングを行うものであるため、両者の選定・交渉可能な相手の紹介後の具体の契約締結については、当事者間で実施することを原則とする。

5 留意事項

委託により事業を実施する場合は、適切な地域で保育所等の整備が行われるよう、都道府県等において地域の保育の需給状況を十分に把握した上で委託すること。

6 費用

本事業に要する費用の一部について、国は別に定めるところにより補助するものとする。